

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。

後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者の方に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

保険証の更新は8月です

本年8月から保険証が変わります。新しい保険証については7月中旬に送付します。

医療費が高額になったとき

入院・外来の保険適用分の医療費が、それぞれの所得区分による自己負担限度額を超えた場合に、その支払いが自己負担限度額までとなる制度があります。所得区分による申請基準がありますので、下記の(表1)をご参照ください。
※発行対象となる方で、現在、限度額認定証をお持ちでない方は、①または②の申請が必要です。既に申請済で、引き続き対象の方には、各認定証を保険証に同封して送付します。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和5年度保険料率

内訳	保険料率
均等割額	56,900円
所得割率	10.88%
限度額	66万円

1 保険料率

後期高齢者医療保険では、皆さまの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料の見直しをすることになっています。
令和5年度保険料率は右記のとおりです。(令和4年度から変更はありません)

2 保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

$$\text{均等割額 (1人当たりの額) } 56,900\text{円} + \text{所得割額 (本人の所得に応じた額) [昨年の所得 - 基礎控除額43万円(注)] × 所得割率10.88\%} = \text{1年間の保険料 (限度額 66万円)}$$

(注) 前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基準控除額が異なります。

3 保険料の軽減

保険料は、所得に応じて軽減される場合や被扶養者であった方への特例措置として軽減される場合があります。

(1) 所得に応じた均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者全員および世帯主の所得金額の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者全員および世帯主の軽減対象所得金額(※1)の合計額	軽減割合	軽減後保険料
43万円(※2)以下	7割	17,000円
43万円(※2) + 29万円 × (被保険者数)以下	5割	28,400円
43万円(※2) + 53.5万円 × (被保険者数)以下	2割	45,500円

※1 軽減対象所得金額は、総所得金額などから公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した額です。
※2 同一世帯内の被保険者全員および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1人)】となります。なお、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

(2) 被扶養者だった方の軽減

被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者であった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課されません)

※前述の所得に応じた均等割額の軽減に該当する方は、軽減割合の大きい方が優先となります。

(表1) 限度額適用認定証などに該当する場合の申請基準

所得区分	基準	限度額証などの発行と申請	認定証
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	×	—
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	○	①
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	○	①
一般Ⅱ	課税所得 28万円以上	×	—
一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方	×	—
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	○	②
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯の所得が一定の基準以下の方と、老齢福祉年金受給者	○	②

① 限度額適用認定証(現役並み所得者)
② 限度額適用・標準負担減額認定証(住民税非課税世帯の方)

申請に必要なもの
被保険者の保険証(代理申請の場合は代理人の身分証も必要です)
保険料の納付
納付方法は大きく分けて次の2種類があります。

(表2) 普通徴収の納期

期別	納期限
第1期	7/31(月)
第2期	令和 8/31(木)
第3期	5年 10/31(火)
第4期	11/30(木)
第5期	令和 1/31(水)
第6期	6年 2/29(木)

■ 特別徴収(年金からの天引き)
年金から自動的に保険料を天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きで納めます。※この方法による支払いの場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書でお知らせします。

■ 普通徴収(納付書や口座振替)
市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによる口座振替で保険料を支払う納付方法を普通徴収といいます。納期は(表2)のとおりです。※年齢到達や転入などにより、新たに後期高齢者医療の対象になった方などが対象です。

決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、『今までどおり年金から引かれるだろう』、『口座振替されるだろう』と思われていませんか。

所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。

決定通知書が届いたら、**封筒に納付書が入っていないか、必ず確認してください。**

